

## 社長のための勉強

令和元年 5月 15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### 今年の「ふるさと納税」は要注意！

豪華な返礼品を用意して寄付金の奪い合いが激化していることを受けて、今年3月「改正地方税法」が成立し、還元率が3割を超えるもの又は、地場産品でないものを返礼品としている自治体への寄付は、6月以降から寄附金控除の対象から外れることになりました。

「還元率3割」の基準は理解出来ますが、「地場産品に限定」という基準はいかなものかと、地場産品の乏しい自治体はどう対応するのでしょうか。そもそも当初の返礼品制度の設計が緩く、総務省が何らかの規制をした上で始めていればこんなに激化することにはならなかったのでは？自治体を責める前に、政府にも責任があると思うのですが…。

現状は多くの自治体で規制を遵守していますが、一部の自治体ではギフト券の還元キャンペーンなど、還元率の高い返礼品や地場産品でない返礼品を継続しています。そんな自治体には規制前の駆け込みで寄付金の申込みが殺到しているようです。いつ見直しされて終了してもおかしくないので、利用されるならお早めに、且つ慎重に！



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください